A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{14} ＝ 0.028
C_{15} ＝ 0.028
C_{16} ＝ 0.028
C_{17} ＝ 0.025
C_{18} ＝ 0.024
C_{19} ＝ 0.024
C_{20} ＝ 0.02390
C_{21} ＝ 0.02529
C_{22} ＝ 0.028
C_{23} ＝ 0.028
C_{24} ＝ 0.027
C_{25} ＝ 0.027
C_{26} ＝ 0.026
C_{27} ＝ 0.020
C_{28} ＝ 0.0196
C_{29} ＝ 0.0010
C_{30} ＝ 0.00094
$C_{元}$ ＝ 0.00058

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{14} ＝ 0.028
C_{15} ＝ 0.029
C_{16} ＝ 0.029
C_{17} ＝ 0.025
C_{18} ＝ 0.024
C_{19} ＝ 0.024
C_{20} ＝ 0.02395
C_{21} ＝ 0.029
C_{22} ＝ 0.029
C_{23} ＝ 0.028
C_{24} ＝ 0.027
C_{25} ＝ 0.027
C_{26} ＝ 0.021
C_{27} ＝ 0.020
C_{28} ＝ 0.0010
C_{29} ＝ 0.0010
C_{30} ＝ 0.00094

D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019